令和７年 12 月 25 日
水　　産　　庁

「令和２年農林水産省告示第 2238 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 80 条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和２年農林水産省告示第 2238 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 80 条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について、令和７年 11 月６日から 12 月５日までの間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、別添のとおり改正案について２個人から２件の御意見が寄せられましたところ、貴重な御意見として承りましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
水産庁資源管理部国際課
03－3502－8111（内線 6743）

別紙）

項番	パブリックコメントにおける御意見
1.	令和２年農林水産省告示第 2238 号の一部改正に関する告示案について、以下の通り意見を提出いたします。 本改正は、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 80 条に基づき、沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具の制限を強化するものと理解しております。特に、北緯 20 度以南・南緯 20 度以北の海域において、さめ以外の魚種（まぐろ類等）を目的とする場合には、ワイヤー製の枝縄及びはりすの使用が全面的に禁止されることとなり、その他の海域においても、いずれか片方の漁具のみ使用されるよう制限されます。 この改正の背景には、国際的な資源管理の枠組みである中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における合意があると承知しております。サメ類の過剰漁獲、いわゆるシャークフィニングの問題は、世界的にも深刻な環境・倫理課題であり、日本が模範的な締約国として誠実に対応する姿勢を示すことは、国際社会において極めて重要です。 しかしながら、現場の漁業者の声に耳を傾けると、今回の改正が一律に適用されることによって、特に小規模な遠洋漁業者にとっては、漁法の変更や漁具の買い替え、操業効率の低下など、実質的な負担が大きくなることが懸念されます。漁師の方々は、自然と主に生きる姿勢を持ち、資源を守りながら誠実に漁業を営んできました。そうした方々が、制度改正によって不利益を被る構造が生まれてしまうことは、制度の本来の趣旨に反するものではないでしょうか。 さらに、2024 年に発覚した台湾漁船「金滿發 66 号」による大規模なシャークフィニング事件は、日本の排他的経済水域（EEZ）または WCPFC の管轄海域で行われた可能性が指摘されており、極めて重大な問題です。この事件では、約 6.5 トン、2,000？3,000 匹分のヨシキリザメのヒレが船内から発見され、魚体は生きたまま海に廃棄されたとみられています。台湾は WCPFC の加盟国でありながら、違反行為を繰り返す漁船が存在し、漁業免許の取り消し制度も不十分であることが明らかになっています。 日本はフカヒレ取引の主要国ではないものの、台湾からのマグロ輸入量は非常に多く、マグロ漁船でサメが混獲される構造上、シャークフィニングとマグロ取引が密接に結びついています。つまり、日本のマグロバイヤーは、知らぬ間に IUU（違法・無報告・無規制）漁業に加担してしまうリスクに晒されているのです。これは、まじめに取引を行う日本の漁業者・流通業者・消費者にとって、倫理的にも制度的にも看過できない問題です。 このような国際的不均衡の中で、日本が率先して漁具制限を強化することは、誠実な国際協調の姿勢として評価されるべきものです。しかし同時に、国内の漁業者が不利益を被らないよう、技術的・経済的な支援制度の整備が不可欠です。また、水産流通適正化法においては、ヨシキリザメやアオザメを対象魚種に追加するだけでなく、マグロ類を含むサプライチェーン全体の透明化と、IUU 漁業由来の水産物の排除を徹底する制度設計が求められます。 制度は、厳格であることだけが目的ではありません。資源が危機的状況にあるときには

	厳しく、状況が改善されたときには柔軟に見直すことも、持続可能な漁業管理の一環です。今回の改正が、漁業者の声を丁寧に拾いながら、誠実な国際貢献と国内の漁業文化の尊重を両立させるものであることを強く願います。 まじめに生きる人が損をしない制度こそが、国際社会に対して胸を張って語れる「日本の漁業文化」だと信じています。 以上
2.	要する所、赤道海域における 漁獲方法の規制という事ですが、 もはや 現在の環境変化・乱獲による魚の減少は、遠隔地域への（当たり障りの無い）規制だけでは 間に合いません。 国際基準に則して、日本近海・沿岸でも 規制を採り入れるべきだと思います。 （また 法案に関係はありませんが、漁業資源回復の為、大型漁船への規制、及び漁業から他職業への転職支援も 東北の漁業地区では行われていると聞きました。 温暖化の影響の多大さを考えれば、もっと大々的な規制・漁業縮小が求められると思います。）